

令和6年11月22日

千葉県報第13993号別冊

監査の結果に係る措置の内容の公表

(定期監査)

千葉県監査委員

目 次

措置内容の公表の概要

1 措置通知提出日	1
2 措置通知機関数	1
3 指摘等結果の措置通知件数	1

第1 定期監査

1 普通会計

その1 健康福祉部児童家庭課	3
その2 県土整備部都市整備局住宅課	4
その3 教育庁企画管理部財務課	4
その4 海匠地域振興事務所	5
その5 君津地域振興事務所	5
その6 印旛健康福祉センター	6
その7 長生健康福祉センター	6
その8 市原健康福祉センター	7
その9 中央児童相談所	7
その10 市川児童相談所	8
その11 柏児童相談所	9
その12 東上総児童相談所	9
その13 君津児童相談所	10
その14 富浦学園	11
その15 野田看護専門学校	11
その16 環境研究センター	12
その17 印旛農業事務所	12
その18 香取農業事務所	13
その19 農林総合研究センター	13
その20 南部家畜保健衛生所	14
その21 成田土木事務所	15
その22 君津土木事務所	16
その23 東葛飾教育事務所	17
その24 船橋高等学校	17
その25 船橋芝山高等学校	18
その26 浦安南高等学校	18
その27 柏南高等学校	19

その 2 8	成田北高等学校	1 9
その 2 9	佐原高等学校	2 0
その 3 0	銚子商業高等学校	2 1
その 3 1	天羽高等学校	2 1
その 3 2	君津高等学校	2 2
その 3 3	船橋特別支援学校	2 2
その 3 4	安房特別支援学校	2 3
その 3 5	槇の実特別支援学校	2 3

2 公営企業会計

その 3 6	柏井浄水場	2 4
その 3 7	福増浄水場	2 5
その 3 8	千葉工業用水道事務所	2 5
その 3 9	がんセンター	2 6
その 4 0	循環器病センター	2 6
その 4 1	佐原病院	2 7

第2 財政的援助団体等監査

1 出資団体

その 4 2	いすみ鉄道株式会社	2 8
その 4 3	社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団	2 8
その 4 4	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー	2 9
その 4 5	公益社団法人千葉県園芸協会	3 0
その 4 6	千葉県住宅供給公社	3 0

措置内容の公表の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事等から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、当該措置の内容を公表するものである。

1 措置通知提出日 令和6年10月11日から令和6年11月1日までに通知のあったもの

2 措置通知機関数

(1) 定期監査

ア 普通会計 35機関、 42件（指摘事項 3件、注意事項 39件）

イ 公営企業会計 6機関、 9件（指摘事項 4件、注意事項 5件）

(2) 財政的援助団体等監査

ア 出資団体 5団体、 5件（指摘事項 2件、注意事項 3件）

3 指摘等結果の措置通知件数

(1) 定期監査

ア 普通会計

(ア) 指摘事項に対する措置（3件）

a 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件

b 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

(イ) 注意事項に対する措置（39件）

a 収入未済の解消を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15件

b 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・10件

c 個人情報の不適正な取扱いについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・4件

d 収入事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・3件

e 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・2件

f 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

g 不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの・・・・・・・・・・1件

h 工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

i 現金の出納管理について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・1件

j 不適正な公道走行について、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

イ 公営企業会計

(ア) 指摘事項に対する措置（4件）

a 前渡資金の事務手続誤りについて、再発防止を求めたもの・・・・・・・・・・1件

b 調定の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

c 支出事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

d 契約事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

(イ) 注意事項に対する措置（5件）

a 支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・2件

b 不法占用について、早期の解消を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

c 発注業務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

d 公用車の管理について、適正な管理を求めたもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件

(2) 財政的援助団体等監査

ア 出資団体

(ア) 指摘事項に対する措置（2件）

- a 経営状況について、改善を求めたもの・・・・・・・・・・1件
- b 財務事務について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・1件

(イ) 注意事項に対する措置（3件）

- a 収入未済について、早期の解消を求めたもの・・・・・・・・・・1件
- b 経営状況について、改善を求めたもの・・・・・・・・・・1件
- c 経理処理について、適正な事務手続を求めたもの・・・・・・・・・・1件

第1 定期監査

1 普通会計

その1

1 監査対象機関 健康福祉部児童家庭課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 8月17日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

- (ア) 雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）18,241,390円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。
- (イ) 特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）252,862,910円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

- (1) 本件収入未済のうち、児童扶養手当返還金の収入未済11,684,778円については、滞納者に対する文書による一斉催告を行うとともに、一括返済が困難な者に対する分割による早期返還の指導のほか、分割による返還が滞っている滞納者に対しては再度の返還指導を行った。
この結果、令和4年度末の収入未済11,684,778円について、24,000円を回収した。
また、地方自治法第236条第1項の規定による時効が成立した債権6,855,870円を不納欠損処分としたこと等により、令和5年度末の収入未済額は4,568,718円となった。
求償金の収入未済額6,556,612円については、これまで元園長への催告や財産調査等を行ったほか、引き続き、相手方弁護士と納付について交渉してきたが、無資力であるとのことから納付には至っていない。今後は、納付交渉を継続するとともに、強制執行に向けた財産調査などについて弁護士に相談することも検討していく。
- (2) 本件収入未済については、職員、母子・父子自立支援員や償還協力員が、電話や文書により分納相談などの償還指導を行ったほか、就労等により平日の日中に接触が困難な滞納者に対しては夜間及び休日の訪問を行った。
また、平成27年度から引き続き、償還指導に応じない滞納者等を抽出して、弁護士委託による債権回収を実施している。
さらに、比較的滞納期間の短い債務者について、滞納が長期化しないよう、債権回収業者（サービス）による滞納整理を外部委託によって行った。
この結果、令和4年度末の収入未済252,862,910円について、20,316,546円を回収し、令和5年度末の収入未済は232,546,364円となった。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月17日

その2

1 監査対象機関 県土整備部都市整備局住宅課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 8月21日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

土木使用料（県営住宅使用料）318,324,703 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

土木使用料（県営住宅使用料）318,324,703 円の収入未済について、滞納額が高額かつ滞納期間が長期の滞納者に対して県職員が直接訪問するなど、よりきめ細かな対応を図った。また、滞納者の連帯保証人への請求を行ったほか、明渡請求（9件）、明渡訴訟提起（3件）、強制執行（2件）を実施した。

さらに、退去滞納者のうち県外に転居した者、所在不明者及び県内に居住する徴収困難な者に関しては弁護士法人へ債権の回収を委託した。

また、生活保護受給者の住宅扶助費について、口座振替による代理納付を実施した。

その上で、令和4年度からは、県が長期高額滞納者への対応に注力するため、従来から委託している初期滞納者への電話催告に加え、短期少額滞納者及び県内居住の退去滞納者（徴収困難な者を除く）に対する文書催告・納付指導や収納業務等についても、千葉県住宅供給公社に委託した。

これらの対策により、上記収入未済に対し、68,141,674 円を回収した。また、破産法第252条の規定により免責された債権1,803,900 円について、千葉県債権管理条例第9条第1項の規定により債権放棄を行い、令和5年12月5日付けで不納欠損処理を行った。この結果、上記収入未済は、248,379,129 円に減少した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月23日

その3

1 監査対象機関 教育庁企画管理部財務課

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 8月18日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）174,735,139 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

(イ) 奨学のための給付金の申請事務において、個人情報記載された申請書類を紛失した事例が認められたことから、今後は、このような事態を二度と発生させないように、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

(1) 本件収入未済については、「千葉県奨学資金貸付金債権回収マニュアル」に基づき、本人や連帯保証人等に対し、電話、文書等による催告を実施し、15,123,901 円を回収した。

この結果、令和4年度の収入未済額174,735,139 円については、令和6年3月現在159,611,238 円となった。

なお、1年以上返納がない者を対象に、令和5年4月から令和8年3月までを委託期間として、債

権回収業者と業務委託契約を締結（令和6年2月には弁護士事務所による臨戸訪問を可能とする契約変更を締結）し、県立学校分も含めて9,612,658円を回収した。

(2) 奨学のための給付金の申請事務については、財務課と県立学校との間で確認に必要な書類を、アクセス権が個別に設定された所属間共有フォルダにより、データで受け渡しを行うこととした。

また、申請者一覧のリストを作成し、照合を行うなど学校との情報共有を行い、県外学校分など、紙による書類のやりとりが必要な場合は、受付簿に日時、持参者、受領者を記載する等、書類の管理の徹底を図り、申請書類を郵送で提出する際は必ず追跡ができる方法で行い、郵送での受領をした際は複数人による確認を徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月31日

その4

1 監査対象機関 海匠地域振興事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

一般廃棄物の処理について、排出事業者として自らの責任において適正な処理を行う必要があるところ、家庭ごみと同様の処理を行っていた事例が認められた。

関係法令等の内容を改めて確認するとともに、排出される一般廃棄物の処理については、一般廃棄物収集・運搬業者との委託契約を締結するなど、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、合同庁舎から排出される一般廃棄物の処理について、関係法令等の理解不足により家庭ごみと同様の処理を行っていた事案である。

再発防止策として、廃棄物の収集運搬処分に関する関係法令を確認し、一般廃棄物収集運搬業者に処理業務を委託することとした。

あわせて、庁舎管理事務に関する法令全般を確認し、当合同庁舎で必要となる保守点検や委託業務等の知識を所内で共有し、法令に則った管理を徹底した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月11日

その5

1 監査対象機関 君津地域振興事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

産業廃棄物（蛍光灯）の処分について、排出事業者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた契約を締結していない事例が認められた。

今後は、関係法令等を改めて確認の上、産業廃棄物収集運搬及び処分業許可を有する業者と法令で定める書面による契約を締結し、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、事務室等で使用している蛍光灯を廃棄物処理法等関係法令の理解不足から一般廃棄物と誤認

し、産業廃棄物処分業の許可を受けていない者に一般廃棄物として収集運搬を委託していた案件である。
再発防止策として、産業廃棄物の処理に関する内部統制3様式を整備するとともに、産業廃棄物を処理する場合の方法及び根拠法令の確認などを職員に周知し、適正な事務処理を徹底した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月11日

その6

1 監査対象機関 印旛健康福祉センター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（生活保護費弁償金等）について、22,314,808円の収入未済が認められた。

主務課とも調整しながら滞納処分等の取扱方針を早急に定めるなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

雑入（生活保護費弁償金等）の収入未済22,314,808円については、滞納者に対し文書や電話での催告等を行い、一括納付が困難な滞納者に対しては分割による納付指導を行った結果、4,449,269円を回収した。

また、債権の消滅時効の到来による不納欠損処理（48,000円）など収入未済の解消に努めた結果、4,497,269円減少し、令和6年7月末時点での収入未済額は17,817,539円となった。

さらに、滞納処分等の取扱いについては、令和6年7月に主務課から配布された「生活保護債権管理マニュアル」を適宜活用するとともに、債権管理を行う中で発生した疑義等については、主務課に相談して解消に努める等、連携を図って適正な債権管理に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月22日

その7

1 監査対象機関 長生健康福祉センター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（生活保護費弁償金等）について、18,986,991円の収入未済が認められた。

主務課とも調整しながら滞納処分等の取扱方針を早急に定めるなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

雑入（生活保護費弁償金等）の収入未済18,986,991円については、滞納者に対し文書や電話での催告や訪問等を行い、一括納付が困難な滞納者に対しては分割による納付指導を行った結果、3,921,609円を回収した。

また、債権の消滅時効の到来による不納欠損処理（3,340,316円）など収入未済の解消に努めた結果、7,275,290円減少（調定取消13,365円含む）し、令和6年7月末時点での収入未済額は11,711,701円となった。

さらに、滞納処分等の取扱いについては、令和6年7月に主務課から配布された「生活保護債権管理マニュアル」を適宜活用するとともに、債権管理を行う中で発生した疑義等については、主務課に相談して解消に努める等、連携を図って適正な債権管理に努めていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月22日

その8

1 監査対象機関 市原健康福祉センター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計母子父子寡婦福祉資金の雑入(違約金)について、12,326,100円の収入未済が認められた。債務者について早期に未納理由、資産、収入状況等を把握し、これに応じた元利償還金の徴収又は緩和により違約金の発生を抑止するなど、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

特別会計母子父子寡婦福祉資金の雑入(違約金)の令和5年11月末時点での収入未済12,326,100円については、債務者、連帯債務者及び連帯保証人に対して、電話や訪問等を継続し返済を促すとともに、償還期間中の生活・財産状況等を把握し、その状況に応じて、分納指導や違約金不徴収決定の検討を行うなど、違約金の回収等に努めた結果、令和6年6月末現在で34,100円縮減した。

収入未済額については、令和6年6月末現在で12,292,000円となっている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月17日

その9

1 監査対象機関 中央児童相談所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金(児童措置費負担金)について、57,301,180円の収入未済が認められた。

催告を行ってもなお納付しない事例については財産調査を実施し、回収方法を検討した上で未収金の回収に努めること。

財産調査の結果、返済能力がないと判断した者については、滞納処分の執行停止の手続を行うなど適正な債権管理を行い、解消に努めること。

加えて、県立施設の民生費負担金(児童福祉施設費負担金)に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対して文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、1,831,170円を回収した。また、調定減額を18,700円行ったほか、地方自治法第236条第1項の規定による時効が成立した債権4,285,690円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和5年8月末時点で収入未済であった57,301,180円については令和6年5月末現在51,165,620円となった。

催告を行ってもなお納付しない事例については財産調査を実施するなど適正な債権管理を行い、解消に努めている。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者と児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月17日

その10

1 監査対象機関 市川児童相談所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

- (ア) 民生費負担金（児童措置費負担金）について、44,854,927円の収入未済が認められた。

催告を行ってもなお納付しない事例については財産調査を実施し、回収方法を検討した上で未収金の回収に努めること。

財産調査の結果、返済能力がないと判断した者については、滞納処分 of 執行停止の手続を行うなど適正な債権管理を行い、解消に努めること。

加えて、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

- (イ) 支出負担行為伝票について、支出負担行為として整理する時期から、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が1件（17,400円）認められた。

今後は、歳出事務について一覧表を作成し、事務処理経過を可視化するとともに、担当者が事務を抱え込まないように声掛けを行うなど、進捗状況の把握を徹底し、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

- (1) 民生費負担金の収入未済については、滞納者に対して文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、2,581,950円を回収した。また、調定減額を23,148円行ったほか、地方自治法第236条第1項の規定による時効が成立した債権5,134,894円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和5年8月末時点で収入未済であった44,854,927円については、令和6年5月末現在37,114,935円となった。

催告を行ってもなお納付しない事例については、財産調査を実施し、返済能力がないと判断した者については、滞納処分 of 執行停止の手続を行うなど適正な債権管理を行い、解消に努めている。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者と児童福祉司との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

- (2) 本件は、担当者の支出事務に係る理解が不足していたこと並びに組織としても業務の進捗管理及び確認体制が不十分であったことから、支出負担行為事務の遅延が発生したものである。

再発防止策として、担当者に対しては、課内会議等の機会を活用した研修により、内部統制及び支出事務等についての理解の徹底を促すとともに、組織としては、今回の事例を共有し、ケース担当者が事務を抱え込まないように、課内・班内での定期的な声掛けやチェック体制を整え、児相におけるブ

ラザー・シスター制度等を活用し、組織として事務処理経過を把握し対応を行うことなどにより歳出事務の適正な執行を図っていくこととした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月17日

その11

1 監査対象機関 柏児童相談所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 2月27日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金（児童措置費負担金）について、40,411,844円の収入未済が認められた。

催告を行ってもなお納付しない事例については財産調査を実施し、回収方法を検討した上で未収金の回収に努めること。

財産調査の結果、返済能力がないと判断した者については、滞納処分の執行停止の手続を行うなど適正な債権管理を行い、解消に努めること。

加えて、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対して文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、1,608,250円を回収した。また、認定金額の遡及変更により、調定減額を98,580円、調定増額を141,350円行ったほか、地方自治法第236条第1項の規定による時効が成立した債権2,513,280円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和5年9月末時点で収入未済であった40,411,844円については令和6年5月末現在36,333,084円となった。

催告を行ってもなお納付しない事例については財産調査を実施し、回収方法を検討した上で未収金の回収に努めるとともに、返済能力がないと判断した者については、滞納処分の執行停止の手続を行うなど適正な債権管理を行い、解消に努めている。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月17日

その12

1 監査対象機関 東上総児童相談所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金（児童措置費負担金）について、18,400,163円の収入未済が認められた。

催告を行ってもなお納付しない事例については財産調査を実施し、回収方法を検討した上で未収

金の回収に努めること。

財産調査の結果、返済能力がないと判断した者については、滞納処分の執行停止の手続を行うなど適正な債権管理を行い、解消に努めること。

加えて、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対して文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、1,372,150円を回収した。また、地方自治法第236条第1項の規定による時効が成立した債権1,022,780円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和5年9月末時点で収入未済であった18,400,163円については令和6年5月末現在16,005,233円となった。

催告を行ってもなお納付しない事例については財産調査を実施したほか、返済能力がないと判断した者については、滞納処分の執行停止の手続を行うなど適正な債権管理を行い、解消に努めている。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者との連携を強化し、互いに情報を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月17日

その13

1 監査対象機関 君津児童相談所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

民生費負担金（児童措置費負担金）について、22,928,802円の収入未済が認められた。

催告を行ってもなお納付しない事例については財産調査を実施し、回収方法を検討した上で未収金の回収に努めること。

財産調査の結果、返済能力がないと判断した者については、滞納処分の執行停止の手続を行うなど適正な債権管理を行い、解消に努めること。

また、措置解除後の債務者の所在を確認するとともに、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

加えて、県立施設の民生費負担金（児童福祉施設費負担金）に係る収入未済についても、解消に努めること。

3 講じた措置の内容

民生費負担金の収入未済については、滞納者に対して文書による催告を実施し、継続的な徴収に努め、1,742,412円を回収した。また、地方自治法第236条第1項の規定による時効が成立した債権1,348,950円を不納欠損処分としたところである。

この結果、令和5年9月末時点で収入未済であった22,928,802円については令和6年5月末現在19,837,440円となった。

催告を行ってもなお納付しない事例については財産調査を実施し、返済能力がないと判断した者については、滞納処分の執行停止の手続を行うほか、措置解除後の債務者について所在を確認するなど適正な債権管理を行い、解消に努めている。

また、円滑に徴収事務を実施できるよう、庶務課担当者との連携を強化し、互いに情報

を共有しながら業務を進めている。

不納欠損の処理については、時効が到来したものについて毎月末に行い、時効経過後に債権の徴収を行わないよう管理の徹底を図っている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月17日

その14

1 監査対象機関 富浦学園

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

一般廃棄物の処理について、排出事業者として自らの責任において適正な処理を行う必要があるところ、家庭ごみと同様の処理を行っていた事例が認められた。

関係法令等の内容を改めて確認するとともに、居住棟以外から排出される一般廃棄物の処理については、一般廃棄物収集・運搬業者との委託契約を締結するなど、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、事務室から排出されたシュレッダーごみ等の一般廃棄物について、管内の廃棄物収集運搬処理を行っている組合の運用と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）等関係法令の理解不足から家庭ごみと同様の処理を行っていた案件である。

再発防止策として、今後は廃棄物処理法等関係法令を確認し、支出事務における知識や法令の理解を深めるとともに組織としてもチェック体制を強化し、不明な点については関係機関に照会を行うなど適正な処分方法を確認して、一般廃棄物収集・運搬業者に委託することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月17日

その15

1 監査対象機関 野田看護専門学校

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

支出負担行為伝票について、支出負担行為として整理する時期から、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が1件(217,104円)、1か月以上6か月未満遅延している事例が11件(計9,158,784円)認められた。

今後は、年度当初に行うべき事務について一覧表を作成の上、課内共有をするほか、県庁内ホームページ等のスケジュール機能を導入して業務の進捗管理を徹底し、組織として内部統制を機能させるなど、支出負担行為が遅延しないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、人事異動により職員の事務への理解が不足しており、課員の確認体制も十分に機能していなかったことから、適正な時期に支出負担行為を行うことができなかったものである。

現在は、契約一覧を作成しており、組織としての業務進捗管理を行うことで事務ミスの防止を図っている。また、県主催の各研修会へ参加し、事務への理解を深めている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月22日

その16

1 監査対象機関 環境研究センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 4月17日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

雑入（電力調達における損害賠償金）について、調定が欠落している事例が1件（15,985円）認められた。

今後は、年度当初に起票する調定の一覧表を作成し、組織としてのチェック体制を強化するなど再発防止策の徹底を図ること。

3 講じた措置の内容

年度当初に起票すべき調定伝票の一覧表を作成し、課内での様式の周知を行った。

また、通常発生しえない調定の起票についても様式内に記載し、組織内での進捗の確認を行うようチェック体制の整備を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月18日

その17

1 監査対象機関 印旛農業事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 7月21日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入について、令和5年3月末現在で15,246,000円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

収入未済の縮減に向け、主務課との相談の下、債務償還の催告と併せて主債務者等から財産調査の同意を得るため、架電や臨戸を夜間や休日にも行うこととした。

これまでに主債務者及び連帯保証債務相続人に対し、催告書の送付のほか、夜間の架電や臨戸を行った。臨戸した連帯保証債務相続人の一部とは対話することができ、催告書を直接渡すことができた。

引き続き主債務者等との接触に努めるとともに、債権回収に向けた取組を主務課と連携を密にしなが

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月28日

その18

1 監査対象機関 香取農業事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年 5月10日
- (3) 監査結果報告年月日 令和5年 9月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等について、令和4年12月末現在で20,864,237円と多額の収入未済が認められることから、所要の事務手続を着実にを行い、早期解消に努めること。

3 講じた措置の内容

特別会計就農支援資金の貸付金元利収入等の収入未済 20,864,237円（元金 6,240,000円、違約金 14,624,237円。なお収入済額は26,938,000円、不納欠損額は0円）のうち違約金 6,451,130円については、令和5年5月に債務者の推定相続人に対して債務の存在及び経緯等の通知を行い、8月には推定相続人の相続放棄を確認した。これにより違約金 6,451,130円の相続人が不存在となることから、今後は県の債権管理条例に基づき、債権放棄を実施する見込みである。

また、債務者に対して臨戸を主とする返済を促した。元金の返済が滞っていることから団体指導課と相談し、弁護士への対応を依頼した。弁護士から改めて主債務者及び連帯保証人に債務の存在を知らせ、今後の支払いを促していく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月28日

その19

1 監査対象機関 農林総合研究センター

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

(ア) 農耕用車両について、法令上の要件を満たさない状態で公道を走行した事例が認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、所有する農耕用車両全般について、公道走行を行う場合は、あらかじめ必要な整備・手続を行うことを徹底し、適正な事務手続を行うこと。

(イ) 需用費の支払について、前回監査に引き続き、支払時期の遅延が発生した事例が認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、各担当者に対する契約・支出事務に係る研修を継続して行うとともに、組織として支払事務に係る全体について進捗管理を徹底するなど、再発防止に努めること。

3 講じた措置の内容

- (1) 農耕用車両について、法令上の要件を満たさない状態で公道を走行することのないよう、以下のとおり徹底することとした。

ア 新規車両導入時に、ナンバープレートの装着が必要な車両等については、必ずナンバープレート付きで納車させる。

イ 公道走行できない車両等については、納品時に「公道走行不可」のステッカーを見やすい場所に貼付する。

なお、既に保有している車両等で公道走行できないものについては、全て同ステッカーを貼付した。

ウ 公道走行に当たっては、公道を走行するための法令上の要件を満たすよう、あらかじめ必要な整備・手続を確実にを行うよう徹底する。

エ 研修等を通じ、農業用機械に関連する法令等及び必要な整備・手続について理解に努める。

(2) 支払遅延を二度と発生させないよう、以下のとおり、契約・支出事務に関する担当職員の理解の徹底と適正な進行管理を図ることとした。

ア 支出事務に不慣れな技術職員向けに、支出事務の流れをわかりやすく解説したマニュアルを作成し周知するとともに、関係する職員の理解が徹底されるよう研修を行った。

イ 支出事務に係る進捗管理ファイルを作成し、センター全体で共有することにより、適切に進捗管理を行うこととした。

ウ 本場総務課が、これまで把握が不十分であった出先の支出事務の流れを整理・理解し、的確な指示・指導が行えるようにした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月28日

その20

1 監査対象機関 南部家畜保健衛生所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

産業廃棄物（蛍光管）の処分について、排出事業者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた契約を締結していない事例が認められた。

今後は、関係法令等を改めて確認の上、産業廃棄物収集運搬及び処分業許可を有する業者と法令で定める書面による契約を締結し、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、事業所排出の使用済み蛍光管が産業廃棄物に区分されるという認識がなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が定める産業廃棄物処理の契約方法を執らず、一般廃棄物の収集運搬処分委託に基づき処理した事案である。

再発防止策として、今後は、支出事務における知識や法令の理解を深め、組織としてもチェック体制を強化するとともに、産業廃棄物収集運搬処分に関する関係法令の規定を確認し、不明な点については関係機関に照会を行うなど適正な処分方法等を確認の上で、許可業者に委託することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月28日

その21

1 監査対象機関 成田土木事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 1月26日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

土地の転貸に当たり、契約書を取り交わさずに貸し出していた事案が認められた。また、土地所有者との契約期間終了後、転貸した相手方へ速やかに明渡しを求めている事案が認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、契約書の取り交わしを徹底するとともに、契約期間終了後相手方への明渡しを速やかに求めるなど、再発防止に向けた対策を講じること。

(イ) 注意事項

雑入（原因者負担金）について、令和5年9月末現在で40,241,150円と多額の収入未済が認められた。

債務者の資力の確認が十分に行われていないことから、主務課等と連携して早急に財産調査を実施し、その結果に応じた徴収対策を立てるなど、収入未済の早期解消に努めること。

(ウ) 注意事項

工事請負契約の発注に当たり、仮設材数量及びスクラップ運搬に係る積算誤りが2件（計55,000円の過小）認められた。

これは設計担当者の確認不足のみならず、組織としてのチェック体制が機能していなかったことが原因である。

正確な積算は適正な発注の前提であることから、今後は積算基準の正確な運用及び組織内でのチェックを改めて徹底し、再発防止に努めること。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

今回、指摘のあった事案については、平成17年から平成22年頃に発生した事案であり、現在は改善され同様な事案では適切な対応が徹底されている。

しかしながら、このような事態を二度と発生させないよう、不適切事案として所内にて周知するとともに、今後の同様の事案については契約書の取り交わしを徹底すること、契約期間終了後相手方への明け渡しを速やかに求めることなど、再発防止に向けて改めて所員への指導を徹底した。

(2) 注意事項

本件収入未済に係る原因者は2者で、1者（道路）については、催告文書の送付、電話、訪問等による督促を実施している。

なお、課税調査、面談等の結果、本人は資力がなく、また資産を有していないことが判明した。

引き続き、主務課と連携しながら収入未済の解消に向けた取組を行っていく。

残りの1者（河川）は、県の処分を不服とし、費用負担命令の取消しを求める審査請求書を国土交通省へ提出していたが、令和5年6月15日付けで審査請求が棄却された。

課税調査を実施したところ、土地の所有が確認されたため、主務課等と相談し、滞納処分等の検討についても行っていくこととした。

(3) 注意事項

令和5年12月12日に所内研修会を開催して本事案の内容を関係職員に周知するとともに、積算基準等の理解を再確認し、積算能力向上を図った。

また、設計書の審査において、担当者はチェック者（課長・主任）に対し、積算条件や根拠等を説明し、内容を確認した上で、チェックシートの項目を確認することを再確認した。

引き続き、同様のミスが再び発生しないよう指導を徹底する。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月23日

その22

1 監査対象機関 君津土木事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和5年12月13日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 2月14日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

河川敷地等において、産業廃棄物等の不法投棄、占用許可を得ずに使用するといった不法占用及び漁船等の不法係留が認められた。

不法占用について、近年撤去指導が行われていない箇所については占用者と接触を図るとともに、地域振興事務所と連携し撤去指導を行うこと。

撤去指導を行っているものの進展が見られない箇所については、主務課と連携し、具体策を検討の上、解消に向けた取組を行うこと。

また、不法係留については、定期的な河川の巡視や、船舶番号から判明した船舶所有者に対し撤去を促すこと。

3 講じた措置の内容

河川敷地における第三者による不法占用については、産業廃棄物、建物、建材等の撤去に向けパトロールによる注意喚起及び現地立入等による指導を実施し不法占用解消に努めている。

不法占用は3件あり、1件目は産業廃棄物等の不法投棄である。現地は官民境界が不明瞭であり、過去に境界立会を行ったが、地権者の主張と官民境界が乖離しており不調となっている。

また、行政代執行の検討もしたが、緊急性に乏しいなどの理由から執行には至っていない。

このため、更なる不法投棄の防止のために平成25年にバリケードを設置し不法占用範囲が拡大しないよう手配しており、現在、新たな投棄はされていない。

今後、地域振興事務所と連携、調整し、訪問による撤去指導を行うこととした。

2件目は、河川敷地への倉庫の設置であり、現地パトロールなどを行いながら撤去指導を続けているが撤去には至っていない。

一部払下げ等の手段はあるが、払下げには、一度、更地にする必要がある等の諸条件があるため、一度、倉庫を移設又は撤去する必要があるが、相手方より事業の継続が出来ずに支障があるという理由から拒否されている状況である。

このため、主務課との打合せ会議を開催することとしたところであり、主務課と相談しながら引き続き、撤去指導と併せて払下げを検討し、適宜、相手方と接触の上、不法占用解消に努める。

3件目は、河川敷地への資材等の留置であり、令和2年2月、景観向上のために河川敷の伐採伐木を行いたいとの理由により河川作業届を受理したが、その後、届出された作業範囲を超えた河川敷に建設資材などの留置が確認された。

法人は、県の土地という認識を持っていないため、撤去指導を行っても撤去を拒否している。

このため、主務課との打合せ会議を開催することとしたところであり、主務課等と、より効果的な手続がないかを模索し、今後も粘り強い指導を続けていき不法占用解消に努める。

不法係留については、プレジャーボートや漁船などの不法係留、栈橋等の不法占用が発生しているものである。

このため、主務課と協議し、国交省へ照会をするなど早急に対応を図り、船舶番号から所有者が判明したのから順番に文書送付等指導し撤去を促すこととしたところであり、不法係留解消に努める。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月23日

その23

1 監査対象機関 東葛飾教育事務所

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

所得税の納付時期が遅延し、不納付加算税(45,500円)及び延滞税(1,500円)を発生させた事例が認められた。

今後は、内部統制3様式を整備し、決裁時に確認することで内部統制を機能させるとともに、チェックリストを適切に運用し支払事務の進捗管理を行うなど、所属として講じた再発防止策の徹底を図ること。

3 講じた措置の内容

本件は、会計年度任用職員に係る期末手当の所得税について、担当職員が納付時期を失念し納付が遅延したことが原因で、不納付加算税及び延滞税が発生したものである。

なお、本業務に係る内部統制3様式については、当時、整備されていなかった。

再発防止に向けて、不備のあった内部統制3様式を整備し、決裁時の伝票に添付するなど、所内での確認手順を共有することでチェック体制を強化し、所属全体で業務の進捗管理を行うことを徹底するとともに、財務システムから出力した歳入歳出外現金整理簿による受払状況の確認をするよう徹底を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月24日

その24

1 監査対象機関 船橋高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

教育施設使用料等について、調定が1か月以上6か月未満遅延している事例が1,164件(33,999,498円)認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、業務の指示内容を明示するとともに県庁内ホームページ等を活用し、業務の進捗管理を徹底し組織として内部統制を機能させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、担当職員の財務規則等の認識不足に加え、各担当間の引継ぎが行われなかったことと併せ、管理職による業務管理が不十分であったことから調定が遅延したものである。

再発防止策として、業務の指示内容や進捗状況について、県庁内ホームページの機能を活用し、指示及び共有を行うこと、また、内部統制3様式を積極的に活用することで組織の連携を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月21日

その25

1 監査対象機関 船橋芝山高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の一部改正及び法施行条例の制定による廃止前の千葉県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第28条第1項の規定により請求のあった口頭開示に際し、請求者以外の者の調査書を開示した事例が認められた。

旧条例に基づく口頭による開示請求制度は廃止となり、今後同種の事務を行う際は法第69条第2項第1号の範囲内で個人情報を提供することとなるが、提供の申出があった場合には、即時性が求められる中でも複数の者による本人確認や提供する情報に誤りがないかの確認を徹底すること。

3 講じた措置の内容

口頭開示を希望する受検者が受付に提出する「口頭開示請求書」に、受付者の捺印やサイン等の欄を設けていなかったことが、当事者の特定を難しいものとした。このため、提出書類に受付者を示す欄を作成し、責任の所在が明確になるようにした。

受付時、受検者から提出された「受検票」と「口頭開示請求書」について①受検番号と氏名を複数の担当職員で確認。②「受検票」と「調査書の写し」の受検番号、氏名を複数の担当職員で確認。③再度、受検者に受検番号と氏名を口頭で伺う。④「口頭開示請求書」に開示業務に当たった職員の捺印やサイン等で記録する。①から④までを「口頭開示実施説明書」に明記し、開示業務に携わる全職員が遵守するよう徹底した。

ナンバリングスタンプの不具合による不鮮明な印字（擦れ、滲み等）が無いか確認する。ある場合には、ペンによる書き加え等を行い、数字の読み間違いが起こらないようにすることとした。

想定される取扱内容や混雑等の事態にも対応できるよう、起こりうる事故を想定し、全職員の共通理解を図った上で業務に当たることとした。

口頭開示希望者が予想を超えて多数来校したことや、予定された業務時間の超過といった想定される事態についても事前に教職員全体で共通理解を図り、開示業務時間を設定することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月24日

その26

1 監査対象機関 浦安南高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

産業廃棄物（蛍光管）の処分について、排出事業者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた契約を締結していない事例が認められた。

今後は、関係法令等を改めて確認の上、産業廃棄物収集運搬及び処分業許可を有する業者と法令で定める書面による契約を締結し、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、蛍光灯を廃棄する際に廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令の理解不足から一般廃棄物と誤認し、産業廃棄物収集運搬契約を締結せずに一般廃棄物として収集運搬を委託していた案件である。

再発防止策として、今後は産業廃棄物収集運搬処分に関する関係法令を確認し、支出事務における知識や法令の理解を深めるとともに組織としてもチェック体制を強化し、不明な点については関係機関に照会を行うなど適正な処分方法を確認し、産業廃棄物に係る契約を締結して委託することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月24日

その27

1 監査対象機関 柏南高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

産業廃棄物（蛍光灯）の処分について、排出事業者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた契約を締結していない事例が認められた。

今後は、関係法令等を改めて確認の上、産業廃棄物収集運搬及び処分業許可を有する業者と法令で定める書面による契約を締結し、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

事業所が排出する使用済蛍光管は産業廃棄物であるが、その認識なく、一般廃棄物として収集運搬処分業務を委託してしまったため発生した。

再発防止策として、今後は産業廃棄物収集運搬処分に関する関係法令を確認し、支出事務における知識や法令の理解を深めるとともに組織としてもチェック体制を強化し、不明点については関係機関に照会を行うなど適正な処分方法を確認した上で、必ず許可業者に委託することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月25日

その28

1 監査対象機関 成田北高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

教育財産使用料について、調定が欠落している事例が1件（4,400円）認められた。

今後は、教育財産使用料の調定事務について、年度当初に新規・継続・更新を含めた使用許可一覧表を作成し、前年度の調定伝票及び財務端末の調定一覧表と照合して、調定の欠落等が発生していないか確認するなど、組織としてのチェック体制を強化し、再発防止策の徹底を図ること。

3 講じた措置の内容

本件は、教育財産使用料の調定事務について、当年度使用許可更新分のみ調定をし、過年度の使用許可分を失念したことが原因である。

再発防止策として、千葉県財務規則等法令の遵守に努めるとともに、本件事例を事務室内で共有し、

年度当初に新規・継続・更新を含めた使用許可一覧表を作成し、起票漏れがないか複数名で確認することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月25日

その29

1 監査対象機関 佐原高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

- (ア) 単価契約である一般廃棄物収集運搬業務委託について、予定価格（予定支出総額）が100万円を超えるため、入札により執行すべきところ、随意契約により契約を締結し、加えて、予定価格調書も作成していない事例が認められた。

今後は、契約に関する法令等の理解を深めるための研修の実施や、執行伺いの決裁には内部統制3様式を添付しチェック体制を強化するなど、適正な入札手続を行うこと。

- (イ) 現金・預金の出納管理において、現金の出納が整理されていない事例が認められた。

現金を取り扱うリスクを認識の上、法令順守の意識を向上させるため職員に対し研修を実施するなど、適正な現金出納を行うこと。

3 講じた措置の内容

- (1) 本件は、予定価格（予定支出総額）が100万円を超えるため、予定価格調書を作成するとともに、入札を執行すべきものであったが、担当者において、予定価格調書の作成及び入札の執行が必要との認識を欠いていたため、入札によらず、見積合わせを行い、廉価であった者と随意契約を締結した事案である。

再発防止策として、職員に対し、委託契約において予定価格が100万円を超える場合には、予定価格調書を作成し入札を執行すべきであることを周知するとともに、今後は、内部統制3様式によるチェックを行うなど、組織としてのリスク管理及び確認を行うことにより、適正な事務手続の徹底を図ることとした。

- (2) 本件は、担当者間での引継ぎ漏れや所属での確認不徹底により、現金収入があるにもかかわらず現金出納簿が作成されていなかったものであるが、現金出納簿を作成し、改善を図った。

再発防止策として、担当者間の引継資料に現金出納簿の作成について明記させ、年度替わりの際の作成漏れがないようにするとともに、担当者に対し、出納のたびに記載することを徹底するよう指導した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月24日

その30

1 監査対象機関 銚子商業高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

中学生の一日体験入学申込者の個人情報が流出した事例が認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、「ちば電子申請サービス」等の既存システムを利用した参加受付を検討するなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、中学生の一日体験入学の参加申込において、申込フォームを作成し、WEB上での参加受付を行った際、申込期間中のある一定期間で、申込者の氏名と電話番号が他の申込者から閲覧できる状態となっていた事案である。

令和6年10月24日現在、流出した個人情報が第三者に渡り、中学校又はその生徒・保護者に何らかの不利益が生じたとの報告はないものの、参加受付の方法については適正を欠くものであった。

再発防止策として、「ちば電子申請サービス」等の既存システムを利用した参加受付をするとともに、申込の際に必要な情報を精査し、個人情報の記載は必要最小限とすることとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月24日

その31

1 監査対象機関 天羽高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

産業廃棄物（蛍光管）の処分について、排出事業者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた契約を締結していない事例が認められた。

今後は、関係法令等を改めて確認の上、産業廃棄物収集運搬及び処分業許可を有する業者と法令で定める書面による契約を締結し、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、校内で使用している蛍光管を廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令の理解不足から一般廃棄物と誤認し、産業廃棄物処分業の許可を受けていない者に一般廃棄物として収集運搬を委託していた事案である。

再発防止策として、今後は産業廃棄物収集運搬処分に関する関係法令を確認し、支出事務における知識や法令の理解を深めるとともに組織としてもチェック体制を強化し、不明な点については関係機関に照会を行うなど適正な処分方法を確認し、許可業者に委託することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月24日

その32

1 監査対象機関 君津高等学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

産業廃棄物の処分について、産業廃棄物処分業許可を受けていない者に委託し、廃棄物が適法に処分されなかった事例が認められた。

今後は、関係法令等を改めて確認の上、産業廃棄物処理業許可を有する者と法令で定める書面による契約を締結し、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、不用となった机やストープ等の処分に当たり、本来、産業廃棄物として処理すべきところ、一般廃棄物であると誤認し、産業廃棄物の処分業許可を有しない者と粗大ごみ収集運搬処理業務委託契約を締結した事案である。

再発防止策として、今後は、産業廃棄物収集運搬処分に関する関係法令を確認し、支出事務における知識や法令の理解を深めるとともに組織としてもチェック体制を強化し、不明な点については、関係機関に照会を行うなど適正な処分方法を確認した上で、許可業者に委託することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月24日

その33

1 監査対象機関 船橋特別支援学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

相手方の同意を得ないまま、児童の個人情報に記載された文書を発行し、漏えいを招いた事例が認められた。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、個人情報を含む文書を発行する際は、その公開範囲について相手方に説明し、書面での同意書を徴するなど所属として整備した再発防止策の徹底を図ること。

3 講じた措置の内容

学年だよりに児童の様子を記事として掲載する際に保護者の了承を口頭で確認したが、公開範囲の確認が不十分であったため保護者の想定を超える内容が掲載され、個人情報の漏えいを招いたものである。作成後の記事内容そのものについて確認を得ていなかったこと、どのような内容が個人情報に該当するかの認識が不足していたことが原因である。

再発防止策として、個人情報を取り扱う際には書面での了承を徹底することとした。

また、所属内で個人情報の取り扱いについての研修を実施するとともに、個人情報保護委員会を設置し個人情報漏えい防止体制を構築した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月24日

その34

1 監査対象機関 安房特別支援学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

産業廃棄物（蛍光管）の処分について、排出事業者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた契約を締結していない事例が認められた。

今後は、関係法令等を改めて確認の上、産業廃棄物収集運搬及び処分業許可を有する業者と法令で定める書面による契約を締結し、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、事業所が排出する使用済蛍光管は産業廃棄物となるところ、本校においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令の理解不足から、これを事業系一般廃棄物と誤認し、収集運搬を委託していた案件である。本校で一般廃棄物収集運搬業務を委託している者は、産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可も受けているが、使用済蛍光管を処分する際には別途産業廃棄物収集運搬業務委託契約を締結する必要があった。

再発防止策として、今後は産業廃棄物収集運搬処分に関する関係法令を確認し、支出事務における知識や法令の理解を深めるとともに組織としてもチェック体制を強化し、不明な点については関係機関に照会を行うなど適正な処分方法を確認することを徹底した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月25日

その35

1 監査対象機関 槇の実特別支援学校

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

産業廃棄物（蛍光管）の処分について、排出事業者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた契約を締結していない事例が認められた。

今後は、関係法令等を改めて確認の上、産業廃棄物収集運搬及び処分業許可を有する業者と法令で定める書面による契約を締結し、適正な事務手続を行うこと。

3 講じた措置の内容

本件は、事業所が排出する使用済蛍光管は産業廃棄物であるが、その認識がなく、一般廃棄物として収集運搬処分業務を委託してしまったため発生した。

再発防止策として、今後は産業廃棄物収集運搬処分に関する関係法令を確認し、支出事務における知識や法令の理解を深めるとともに組織としてもチェック体制を強化し、不明な点については関係機関に照会を行うなど適正な処分方法を確認した上で、必ず許可業者に委託することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月25日

2 公営企業会計

その36

1 監査対象機関 柏井浄水場

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和5年12月 8日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 2月14日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項及び注意事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

令和2年度の監査から引き続き、資金前渡口座の残高不足に起因した前渡資金の目的外使用及び支払遅延が認められた。公共料金に係る定例的な業務に対しては、所属で作成した管理表を有効に機能させるなどにより、同様の事案を発生させない体制を構築すること。

(イ) 注意事項

前回監査に引き続き、支出負担行為伝票について、支出負担行為として整理する時期から1か月以上遅延して起票している事例が認められた。

本件は、債務負担行為が設定された業務委託であり、前年度は適切に支出負担行為が行われていたものの、再度、当該年度に支出負担行為を行うことを失念していたものである。

今後は再発を繰り返すことのないよう、所属において制度の理解を図ることはもとより、管理職等による担当者への指導を充実させるなど、組織としての改善を図ること。

(ロ) 注意事項

水道用地において、第三者が使用許可を得ずに看板や電話柱を設置するといった不法占有が認められた。

本件は、令和5年6月に境界杭の確認を行った際に、事案の発覚に至ったものであるが、それ以降、組織としての解消に向けた対応が行われていない状況である。

今後は制度の理解を深めた上で、組織内で情報共有し、管理職によるマネジメントを機能させることで早期解消を図ること。

3 講じた措置の内容

(1) 指摘事項

本件は、資金前渡口座へ入金された資金について、支払期限の近い別の資金前渡支払への流用を行い、その結果、前渡資金の目的外使用を行ったものである。

再発防止策として、目的外使用について資金前渡業務か否かにかかわらず、関係法令を再確認し業務に取り組むよう課内で周知徹底し、また、支払業務においては、口座振替の案内や請求書等の到着時期及び支払時期をリスト化し、課内での共有を徹底するとともに、管理職員が常に事務の進捗管理を行うようにするなど、事務に遺漏が生じないよう体制整備を図った。

(2) 注意事項

本件は、支出負担行為伝票について、支出負担行為として整理する時期から1か月以上遅延して起票したものである。

再発防止策として、起票の際は年度初めに起票するリストと照合することとし、また、企業会計に慣れていない職員が異動してくることも想定されることから、経理事務研修資料や要点等を共有し、人事異動の際の引継ぎは担当者に加え、決裁担当者へも行うこととした。

(3) 注意事項

県有地に、看板及び電話柱が許可なく設置された事例である。

対応として、登記簿謄本及び住民票を取得し、相手方の居住地を特定したことから連絡を取ることができた。

早急に看板を撤去するよう指導し、令和6年3月18日、撤去されていることを確認し、不法占用状態を解消した。

また、令和6年2月29日付けで電柱及び支線に係る行政財産使用許可をし、不法占用状態を解消した。

今後は管理職によるマネジメントを強化させ、組織として管理の徹底を図っていく。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月22日

その37

1 監査対象機関 福増浄水場

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

支出負担行為伝票について、支出負担行為として整理する時期から、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が1件(39,732,000円)認められた。

今後は、所属において制度の理解を図るなど、支出負担行為が遅延しないよう、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

本件は、担当者が他の業務で多忙であったため、支出負担行為の起票を失念したものである。

再発防止策として、複数年契約を締結した際には、当該契約書を保管する簿冊の表紙に、次年度当初に起票をする旨を分かるように表示し、通常の簿冊とは別に保管することとした。

また、前年度においても支出負担行為の遅延が発生していることを踏まえ、事務所独自のチェックリストの作成を行い再発防止に努めている。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月23日

その38

1 監査対象機関 千葉工業用水道事務所

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和5年11月 7日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 2月14日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

行政財産使用料について、調定が3か月以上遅延している事例が65件(19,336,498円)認められた。

本件は、組織として事務が遅れていることを認識していたにもかかわらず、それを看過していたことは遺憾である。今後は、所属で作成したチェックリストを活用の上、確実な事務の進捗管理を行うほか、事務の遅れが懸念される場合には、組織内でサポートする体制を強化するなど、再発防止策を徹底すること。

3 講じた措置の内容

本件は、行政財産使用料について、調定が3か月以上遅延したものである。65件全てについて、令和6年1月9日時点で収入済みであることを確認した。

また、本件は、組織として適切に進捗が管理されていなかったことが原因であると分析している。

このため、収入を伴う業務は前年度中に新規の許可等を反映させた一覧表を作成することとした。当該一覧表に収入回議書起票から収入までの回議書番号や日付を記入し、その都度、担当者と管理者等が進捗を確認することとした。

さらに、この一覧表を担当課員全員が情報共有し、組織として、進捗状況を確認できるよう改善した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月22日

その39

1 監査対象機関 がんセンター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 2月 2日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

物品の調達について、病院で導入した専用端末により、権限のない職員でも発注できる仕組みとなっていることから、一部において、発注担当者以外による発注が認められ、また、検収においては、外部の委託業者に履行を確認させている事例が認められた。

今後は、早急に現行の調達ルール of 徹底遵守を確保し、できる限り早期に仕組みの改善を図るなど、適切な業務を行うこと。

3 講じた措置の内容

発注担当者・履行確認者の業務を再確認し、各部署が専用端末で入力した内容を発注担当者が確認した後に発注するとともに、検収の際も病院局職員の履行確認者が確実にを行うよう改善し徹底した。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月22日

その40

1 監査対象機関 循環器病センター

2 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 2月21日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

公用車の車検手続を失念し、組織としての確認もされていなかったことから、無車検かつ無保険の状態 で 公用車を運転した事例が認められたことに加え、本件は令和4年4月に発覚したものでありながら、警察への報告は令和5年5月となり、対応が遅れていたことは誠に遺憾である。

組織として車検の時期を共有できる体制となっていなかったことやコンプライアンス意識が欠如していたことが原因である。

今後は、組織としての内部けん制体制の強化とコンプライアンスの向上を図り、二度とこのようなことのないよう再発防止を徹底されたい。

3 講じた措置の内容

車検の時期を共有できるよう、運行日誌の表紙に車検満了日がわかるように記載するとともに、運転前に、使用職員から運行管理者（病院長）に対し、「公用自動車等使用申請簿」が提出されたときは、公用車担当職員は自動車検査証の有効期限を確認すること、また、決裁の際にも改めてチェックすることとし、その旨を、事務局をはじめ院内に周知するなど、内部けん制体制の強化を図った。

コンプライアンス研修において、本件の概要、原因及び再発防止について院内で共有し、コンプライアンスの一層の意識醸成を図った。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月22日

その41

1 監査対象機関 佐原病院

2 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和5年度 定期監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 2月15日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

(ア) 指摘事項

支出負担行為伝票について、支出負担行為として整理する時期から、支出負担行為が6か月以上遅延している事例が4件、1か月以上6か月未満遅延している事例が12件認められた。

また、支出負担行為が行われないまま業務委託契約が締結され、相手方からの請求書を受領後、速やかに支払が行われなかったことにより、支払時期の遅延が3件（計7,688,450円）及び当該遅延に伴う遅延利息（計15,900円）の発生が認められた。

対象となる事案は毎年発生する業務委託契約であることを踏まえ、所属において作成した管理表を十分活用し、監督職員等によるガバナンスを十分機能させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。

(イ) 指摘事項

医療用機材等に対する保守点検など業務委託契約の締結に当たり、契約締結の決裁を受けずに、公印を使用し契約書を作成した事例が複数認められた。

公印の管理及び使用は厳正を期すべきものであることを十分に認識し、使用時には決裁文書等の確認を徹底すること。

今後は、このような事態を二度と発生させないよう、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るとともに業務の進捗管理を徹底し組織として内部けん制を機能させるなど、再発防止に向けた対策を講じること。

3 講じた措置の内容

支払遅延等の対策としては、事務職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、意識の徹底を図った。また、年度当初に契約を行う業務に係る一覧表を作成し、担当者だけでなく他の職員や監督職員も把握できる仕組みを作った。

公印の不適正使用の対策としては、事務職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、意識の徹底を図った。また、管理課職員であれば公印使用の確認ができる体制であったため、管理課長、文書事務担当者、文書事務担当を補助する職員等に限定し、決裁文書の確認を徹底することとした。

4 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月22日

第2 財政的援助団体等監査

1 出資団体

その4 2

- 1 監査対象団体 いすみ鉄道株式会社
- 2 本庁等主務課 総合企画部交通計画課
- 3 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 財政的援助団体等監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 2月29日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

令和4年度決算において、当期純利益を1,053万6千円計上したものの、繰越利益剰余金はマイナス2億1,063万3千円と依然として厳しい経営状況にあることから、引き続き経営の改善に努めること。

4 講じた措置の内容

いすみ鉄道株式会社（以下「会社」という。）に対しては、県と沿線市町が協調した経営支援として、いわゆる上下分離の考え方による、線路の修繕費等インフラ部分に係る経費への補助に加え、いすみ鉄道が房総半島に来訪者を呼び込む、重要な観光資源としての役割も担っていることを踏まえ、鉄道運行に係る経費の一部への補助も行っており、令和5年度は計1億1,110万円補助したところである。

会社としては、収支分析の結果を踏まえた事業の見直しや、鉄道の利用促進に向けた企画列車の運行や他社とのコラボレーション企画の実施等で収支の改善に取り組んでいる。令和4年度は旧国鉄型キハ28車両の引退に係る各種取組により利用促進を図り、令和5年度以降も活性化策を進めていく予定であったが、その後の台風災害や令和6年度の脱線事故により、経営状況はさらに厳しさを増している。

県としては、沿線市町と協力し、必要な対応を行うとともに、経営の改善強化を指導していく。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和6年11月1日

その4 3

- 1 監査対象団体 社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団
- 2 本庁等主務課 健康福祉部障害福祉事業課
- 3 監査の概要

- (1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 財政的援助団体等監査
- (2) 監査実施年月日 令和6年 2月 2日
- (3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日
- (4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

義肢装具の製作過程において、実際には行われていない工程を実施したものとして虚偽の書類が作成され、患者などの相手方に対して3,916,623円もの過大請求が行われていたことは誠に遺憾である。

今回の事案は少人数体制での所属で発生しており、また、属人的な業務であったことなどを踏まえ、組織としての内部けん制体制の強化やコンプライアンスの向上を図り、二度とこのようなことのないよう再発防止を徹底されたい。

4 講じた措置の内容

本件は、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団（以下「事業団」という。）が管理する千葉県千葉リハビリテーションセンターの補装具製作施設で製作した義肢装具の一部について、製作過程で実施していない工程に係る費用を利用者及び市町村等の関係機関に請求していたものである。

事業団は過大請求に係る利用者・関係機関に謝罪の上、令和6年7月26日までに、会計伝票が保存されていた平成25年度以降の事案については、監査後に判明した過大請求額3,485,702円のうち、事業団の負担で2,355,175円を返還した。さらに、会計伝票が残っていない平成24年度以前の事案については、監査後に関係機関に照会し、過大請求が明らかになった1,109,521円のうち、731,287円を返還した。なお、返還が完了していないものについては、返還に向けての手续や協議を行っているところである。

また、不適正な請求を行っていた時期に補装具製作施設長を務めていた職員のうち現在も事業団職員である者2名に対して、文書で厳重注意を行うとともに、過大請求を行った本人を懲戒処分とした。

再発防止に向けて、事業団では新たに請求手順マニュアルを作成し、費用請求手続や業務管理体制を整えるとともに、これまで対象としてこなかった義肢装具製作における請求事務についても内部監査の対象とした。

また、コンプライアンス規程（令和6年1月1日制定）、推進計画（令和6年1月1日制定）及び職員行動指針（令和6年5月27日制定）を新たに策定したほか、管理職を対象に研修（令和6年1月12日実施）等を実施しコンプライアンス推進の徹底を図った。

加えて、令和6年11月頃に全職員を対象に研修を実施する予定である。

県は、令和5年8月31日に再発防止についての報告書を受領し、障害福祉事業課長から事業団に対し、二度と同様のミスを起こさないため、再発防止を徹底するよう指導した。さらに、令和6年3月19日に実地調査を行い、再発防止に向けて、十分な対策が図られていること及び義肢装具制作費の返還手続についても適切に進められていることを確認した。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月21日

その44

1 監査対象団体 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー

2 本庁等主務課 商工労働部経済政策課

3 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 財政的援助団体等監査

(2) 監査実施年月日 令和6年 3月15日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 6月13日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

退職金給付に係る経理処理に誤りが認められた結果、退職給付金引当金403,650円の過大など財務諸表が正しく表示されていないことから、今後はこのようなことがないよう組織として制度の理解を図り、適正な会計処理を行うこと。

4 講じた措置の内容

公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）に対して、再発防止に向けて必要な措置を講じるよう、指導したところであり、ビューローが講じた措置の内容は次のとおりである。

(1) 会計業務の執行に際し、経理規程を遵守し、経理処理の都度、根拠規程を確認するなど適正な経理処理の徹底を図った。

(2) 出入金処理等の事務の執行に当たっては、複数の者でチェックすることを徹底し、経理処理誤りの再発防止を図った。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月17日

その45

1 監査対象団体 公益社団法人千葉県園芸協会

2 本庁等主務課 農林水産部生産振興課

3 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 財政的援助団体等監査

(2) 監査実施年月日 令和5年12月22日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 2月14日

(4) 監査の結果

ア 区分 注意事項

イ 内容

農地賃借料について、16,258,910円の収入未済が認められた。

今後は、債権回収マニュアルを策定の上、適正な債権管理を行い、解消に努めること。

4 講じた措置の内容

県としては、公益社団法人千葉県園芸協会に対し、注意事項に対する必要な措置を講じるよう指導したところであり、同協会が講じた措置の内容は以下のとおりである。

令和4年度末における農地賃借料収入未済の処理状況について、令和5年度に電話及び面会による督促に加え、7月3日及び11月8日に督促状を送付するなどして債権回収に努めた。

さらに令和6年度においては、法的措置も視野に入れ、新規に弁護士と顧問契約を結び、弁護士による催告書の発布を行うなど債権回収に努めた結果、令和6年9月までに6,357,016円を回収することができた。

今後は、顧問弁護士の指導の下、令和6年9月に策定した債権回収マニュアルに基づき、未収金が発生しないように取組を強化するとともに、未収金が発生した場合には、顧問弁護士の協力を得ながら、速やかに回収できるよう対応していく。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月28日

その46

1 監査対象団体 千葉県住宅供給公社

2 本庁等主務課 県土整備部都市整備局住宅課

3 監査の概要

(1) 監査の対象年度及び種類 令和4年度 財政的援助団体等監査

(2) 監査実施年月日 令和5年11月 7日

(3) 監査結果報告年月日 令和6年 2月14日

(4) 監査の結果

ア 区分 指摘事項

イ 内容

令和4年度決算において、2億3,066万円余りの当期純利益を計上したものの、依然として34億9,053万円余りの債務超過となるなど極めて厳しい経営状況にあることから、引き続き経営の改善に努めること。

4 講じた措置の内容

千葉県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、裁判所計画に基づき債務を確実に履行するため、平成23年度に策定した中期経営改善計画に引き続き、平成30年度に第二次中期経営改善計画（計画期間：令和元年度～5年度）を策定し、分譲事業（千葉ニュータウン、池花、茂原及び南流山）、賃貸事業その他事業を実施することで、現在まで返済計画どおり債務を履行しながら債務超過額を縮減してきている。

県では、公社の指導監督機関として設置された副知事を委員長とする「千葉県住宅供給公社経営監理委員会」を年3回開催し、経営状況を監視しながら必要な指導及び助言を行っている。

分譲事業においては、引き続き保有宅地の早期処分に努め、賃貸事業においては、公社賃貸住宅の入居率の維持を図ることにより、事業収支の改善を図るよう指導した。

また、修繕工事費、人件費などの経営コストの縮減にも取り組むよう指導した。

この結果令和5年度決算については、公社保有宅地の処分や公社賃貸住宅の収益によって2億3,924万円余りの当期純利益を計上し、債務超過額を縮減したところである。

5 措置の内容の通知があった年月日 令和6年10月23日